



2019年(平成31年)1月30日

各 位

本社所在地 東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号  
会社名 ヒューリック株式会社  
代表者 代表取締役社長 吉留 学  
(コード番号: 3003)  
問合せ先 常務執行役員 広報・IR部長 伊藤 伸  
電話番号 03-5623-8102

### 株式給付信託 (BBT) への追加拠出等に関するお知らせ

当社は、平成28年2月19日付けで「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)の導入を公表し、平成28年3月23日開催の第86期定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)において役員報酬として決議され現在に至りますが、本日開催の取締役会において、本制度を一部改定の上、本信託に対して金銭を追加拠出することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本制度の一部改定について

従前の本制度の内容を一部改定します(従前の本制度の内容につきましては平成28年2月19日に発表しております「取締役等に対する株式給付信託 (BBT) 導入に関するお知らせ」をご参照ください)。かかる改定は、本制度導入時以降の執行役員の員数の状況および今後の見込み等を総合的に考慮し、報酬制度の運営上の弾力性を確保することによって、執行役員について、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識をよりいっそう高めることを目的とし、執行役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限を300,000ポイントに改定するものであります。本改定により本制度に基づき取締役(社外取締役を除く)および執行役員(以下、「取締役等」といいます。)に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり合計450,000ポイント、平成30年12月末日に終了した事業年度から平成32年12月末日に終了する事業年度までの3事業年度(以下、「本対象期間」といいます。)においては、1,350,000ポイントとなります。

##### 2. 追加拠出について

上記1. のとおり、今般、本制度一部改定の上、継続するに当たり、当社は、本対象期間に対応する必要資金として下記3. の金銭を本信託に追加拠出(以下、「追加信託」といいます。)することといたしました。追加信託後遅滞なく、本信託は、本対象期間のポイント数の上限に相当する1,350,000株から本対象期間の開始直前日に本信託内に残存する当社株式(本対象期間の開始直前日までに取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、

取締役等に対する株式の給付が未了であるものを除きます。) の数を控除した数に相当する 1, 171, 700 株 (取締役分 328, 900 株、執行役員分 842, 800 株) を上限として取得するものとします。

### 3. 追加信託の概要

(1) 名称：株式給付信託 (BBT)

(2) 委託者：当社

(3) 受託者：みずほ信託銀行株式会社

みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結しており、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となっております。

(4) 受益者：取締役等を退任し取締役および執行役員のいずれでもなくなった取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

(5) 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)

(6) 追加信託する日：平成 31 年 2 月 13 日

(7) 追加信託する金額：1, 200 百万円

(8) 追加信託による追加取得株式数の上限：1, 171, 700 株

(9) 追加信託による株式の取得方法：取引所市場より取得

(10) 追加信託による株式の取得期間：平成 31 年 2 月 13 日～平成 31 年 2 月 28 日 (予定)

以 上